

## 令和5年9月定例会

### 上田市消防団についての質問

#### ・上田市消防団について

#### ◆27番（井澤毅君）

議長の許可をいただきましたので、通告に従い上田市消防団について、順次質問させていただきます。

9月1日は、10万人を超える人々の命が奪われた関東大震災から100年の節目の日でした。テレビや新聞、様々なメディアで関東大震災を振り返り、検証し、それを教訓とし、次にいつ襲ってくるか分からない災害への備えを呼びかけていました。

日本は、世界でも有数の地震大国であり、南海トラフ地震、首都直下地震は今後30年以内に発生する確率が70%と高い数字で予想されています。

また、地球温暖化が要因とされる近年の異常気象の激甚化、頻発化により、さらなる自然災害のリスクにさらされています。

そして、消火活動のみならず、地震や風水害等、多数の動員を必要とする様々な活動において非常に重要な役割を果たしているのが消防団であり、消防団の充実、強化は欠かせない取組となります。

そこで、幾つかお伺いします。平成29年3月に施行された改正道路交通法では、新たに準中型免許が設けられ、普通免許で運転できる自動車の車両総重量が5トン未満から3.5トン未満に引き下げられました。

これにより、法改正以降に普通免許を取得した団員は、消防ポンプ自動車を運転することができなくなってしまいました。団員不足が深刻化する中、非常時の緊急出動等、影響は大きいと考えます。

そこでお伺いします。

法改正から6年余り経過したが、この影響をどのように捉えているか。

また、市ではこれまでどのような対策を講じてきたか。

また、それぞれの消防車両の配備状況はどうか。

以上3点お伺いします。

#### ◎消防部長（堀池正博君）

道路交通法改正による消防団車両の運用への影響に関するご質問をいただきました。

議員ご案内のとおり、道路交通法の改正により、平成29年3月12日以降に普通免許を取得した者は、総重量3.5トン以上の自動車を運転することができなくなりました。

まず、現在の上田市消防団の車両配備の状況でございますが、総重量が3.5トンを超える車両は、ポンプ車が22台、普通積載車が1台、資機材搬送車が1台の計24台となっており、全106台の配備車両の約23%が該当いたします。

現状の一例といたしまして、総重量 3.5 トンを超える車両 1 台当たりの運転可能団員が最も少ない菅平分団においては、1 台当たり 16 人が運転できる状況にあり、出勤率から見ても現在は十分な運用ができている状況にあると判断しており、現在のところ影響は限定的と捉えております。

しかしながら、道路交通法改正後において、消防団車両の運用状況は重要事項でありますことから、対策の一つとして、毎年消防団員の免許区分の調査を行い現状の把握に努めております。

本年 4 月時点の全団員数 1,578 人中、1,390 人が 3.5 トン以上の車両を運転することができることを確認しております。今後も消防団車両の円滑な運用が行えるよう注視してまいります。

以上でございます。

#### ◆27 番（井澤毅君）

ご答弁いただきました。現状では、まだ 1,578 人中 1,390 人が普通免許でポンプ自動車を運転できる状況にあるというご回答をいただきました。これは、まだ改正から 6 年ということで、これから年々運転できなくなる団員数が増えていくという状況でございます。

当然ですが、これは消防団だけでなく、上田市の業務においてもこの影響は同じだと考えております。3.5 トン以上の車両を使用する機会があると思いますが、上田市においての状況はどうかお伺いいたします。

#### ◎総務部長（倉島弘一君）

市の業務における現状につきましてお答えいたします。

現在、消防車両を除いた市の公用車は 347 台あり、このうち積載量 2 トン以上または車両総重量が 3.5 トン以上の準中型自動車以上に該当し、市職員が直接業務で使用する車両は 30 台となっております。これらは、主に給食配送用のコンテナ車や施設の維持管理で使用するトラックといった、比較的限られた業務で使用する貨物車両となっております。

こうした車両につきましては、各車両を管理する部署において職員の免許証を確認するなど、無免許運転を防止するための対策を取ってきております。

なお、上下水道局におきましては、積載量 3 トンの給水車の運転におきましては、車両総重量が約 7 トンとなりますことから、将来運転できる職員の減少を危惧しているところでございます。現状の免許制度となつてから 6 年ほど経過しておりまして、将来的に普通免許しか持たない職員の比率は高まっていくものでございます。

車両更新の際には、普通免許で運転が可能な車両で代替できるものは、最大積載量 2 トン未満、車両総重量が 3.5 トン未満への車両への移行を検討してまいりたいと考えております。

今後も市の業務が滞りなく進められるよう対応してまいりたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

◆27 番（井澤毅君）

ご答弁いただきました。1つ確認させていただきたいのですけれども、現状取りあえず、まだ今は大丈夫だというお話だと思いますけれども、先ほどの市の回答と同じようだけれども、先を見越しての準中型免許の取得に対する補助みたいなものは行っていないということではよろしいですか。

◎総務部長（倉島弘一君）

補助制度というものは、現在のところには行ってはおりません。

以上でございます。

◆27 番（井澤毅君）

ありがとうございます。現在のところ、準中型免許の取得の補助制度は行っていないということなのですが、確認したところ、常備消防においても当然同じなのですが、上田地域広域連合では、既に準中型以上免許取得に対する2分の1の公費負担というのをやっているということでございました。

取得の実績は、令和2年度、大型自動車4人、中型自動車1人、令和3年度、大型自動車4人、令和4年度、大型自動車4人、令和5年度は大型自動車3人が取得予定ということです。今現在まだ大丈夫だということは分かるのですけれども、改正道路交通法の施行からもう6年たちました。これをまだ6年と考えるのか、もう6年と考えるのか、これはやっぱり危機感の問題だと私は思います。

9月2日の上田市の防災訓練でも活躍していました給水車、水が一番重要なライフラインであり、給水車は災害発生時にいち早く断水地域に駆けつけなければならないと思っております。

また、今全国で問題となっている学校給食の配送の件もそうです。何かのトラブルで止まるようなことがあってはならないと思います。

今は確かに大丈夫かもしれませんが、いずれにしても、もう運転できる職員さんは年々減っていく、改正道路交通法施行以降に免許を取った皆さんは、こういった自動車は普通免許では運転できなくなるということなので、やはりいち早くこういった免許の取得に対する補助とか、そういったものを始めていただくべきだと考えます。

私一番懸念しているのが、消防団員の免許の問題でございます。全く同じで、今はまだ先ほどもありましたように運転手いるかもしれませんが、これに対して、やはり早め早めに何かの手を打っていかねばいけないと思います。

市内の自動車学校に確認したところ、現在普通免許から消防ポンプ自動車運転できる準中型免許を取得するためには、マニュアル免許の場合だと約16万円前後、オートマ限定の場合だと19万円弱の費用がかかってしまうそうです。

しかしながら、消防団員は、消防団員の若手不足が深刻な中、新規入団者に準中型免許の取得を義務づけることなどはできません。

国においては、2018年度から消防団員が準中型免許を取得するために、自治体が負担した費用の半分に特別交付税措置を講じているところがございます。やはり市でしっかり対策を講じていく必要があると考えます。

そして、消防団員は非常勤の特別職の地方公務員ではありますが、ボランティアとしての性格を持ち合わせていることから、極力自己負担が大きくなるような方法での免許取得を促す考えがあるかどうか、お伺いいたします。

#### ◎消防部長（堀池正博君）

消防団の運転免許取得に伴う補助金に関するご質問でございます。

他自治体の状況を申し上げますと、県内では19の市町村で準中型免許の取得のための助成を行っている状況がございます。

消防団員は、毎年若い団員が入れ替わり入ってまいりますので、徐々に1台当たりの運転ができる団員の割合が減少していくものと考えております。このことから、消防団員の出勤率と3.5トン以上の車両が運転できる消防団員のバランスを注視していく中で、免許取得のための助成金の創設により、準中型免許の取得を促すことも検討すべきと考えております。

以上でございます。

#### ◆27番（井澤毅君）

ご答弁いただきました。19の市町村での取得助成を行っているというお話でした。

先ほども言ったように、消防団、本当に団員不足も続いておりますし、ボランティアの要素も強い、本当に大変な活動をされている中において、私は市が10割負担してもいいとも思っております。実際そうに負担を行っている自治体もあると聞いております。

ぜひ少しでも負担を少なく、免許を取得できるような形でご検討いただきたいと思います。

改正道路交通法の対策として、準中型免許取得以外の対策としては、普通免許でも運転することができる3.5トン未満の消防ポンプ車の配備というものも考えられます。実際総重量3.5トン未満の普通免許で対応できる車両も出ています。

しかしながら、それは当然メリットもあればデメリットもあると思います。

そこでお伺いします。道路交通法改正による影響に対しては、準中型免許取得以外の対策として、普通免許で運転できる3.5トン未満の消防車両の導入が考えられるが、導入の見込みはあるか、導入のメリット、デメリットはどうか、お伺いいたします。

#### ◎消防部長（堀池正博君）

消防団の配備車両の見直しにつきましては、各分団の環境や地理的状况を考慮しながら、消防団とともに検討しているところがございます。

3.5トン未満の消防車両としては、軽自動車ベースが対象となります。このクラスの車両を導入するメリットがございますが、小回りが利くことから狭隘な道路や建物が密集した地域でも適応性が高い点がございます。

また、ポンプ車に比べて購入価格やメンテナンス費用が安いこともメリットとして挙げられます。例えば購入価格では、小型ポンプ付軽積載車はポンプ車の約4分の1で購入できております。

一方、搭載される消防ポンプが小型になりますことから、放水量が少なくなること、また輸送能力や積載装備に制限が出てくることなどのデメリットがございます。

乗車定員で申し上げますと、ポンプ車は6人定員ですが、小型ポンプ付軽積載車は4人となります。消防車両につきましては、今後もこれらのメリット、デメリットを考慮するとともに、地域特性に配慮しながら車両を選定して配備してまいります。

以上でございます。

#### ◆27番（井澤毅君）

ご答弁いただきました。それぞれメリット、デメリットある中で、各分団の状況を見てというご回答だったと思います。

改正道路交通法の施行から既に6年たっているわけですがけれども、市内29個分団への消防車両の配備計画、こういったものは既にそういったものを考慮した形になっているのかどうか、お伺いいたします。

#### ◎消防部長（堀池正博君）

各分団への消防車両配備計画につきましては、総務省消防庁が告示している消防力の整備指針を基本としながら、地域の地理的状況や人口等を考慮し、より実態に即した合理的な配備となるよう消防部と消防団で協議、検討の上、計画を立てております。

また、現在は道路交通法の改正による影響も考慮し、団員が保有する運転免許の状況を把握する中で、配備計画を再検討しております。

以上でございます。

#### ◆27番（井澤毅君）

ご答弁いただきました。免許取得の補助、また今の車両の配備計画等、いろいろご検討いただいているということがございますけれども、少しでも早い対策の実行を要望して、次の質問に移りたいと思います。

先日の日曜日、上田市消防団音楽隊の定期演奏会が開催されました。結成50周年の記念演奏会は、サントミュージゼ大ホールに入り切れないほどの観衆であふれ、会場が一体となった本当に素晴らしい演奏会でした。

1973年、全国で3番目、長野県下では初の消防団音楽隊として結成され、今現在も活動を

続けている消防団音楽隊としては、日本で一番の歴史のある消防団音楽隊とのことでした。定期演奏会や市内各種イベントにおいて、消防団の広報活動や防火、防災への啓発活動を積み重ね、長い歴史と伝統を誇る上田市消防団の一翼を半世紀の長きにわたり担ってこられたことに改めて敬意を表するとともに、感謝を申し上げる次第でございます。

音楽でこのまちを守る、これまでも、これからもと、最後の言葉は本当に重く、頼もしい言葉でした。様々な分野からの地域防災への取組の重要性を改めて感じた一日となりました。

上田市では、今年度より消防団の団員不足や基本団員の活動の補完として、機能別団員制度を導入しました。

まず初めに、上田市における最初の機能別団員として、武石地域自治センターの11名の職員の皆様にご加入いただいたことに心より敬意を表したいと思います。

機能別団員につきましては、昨日の高田議員の質問にもありましたので、重ならないようにお伺いしたいと思います。

まず、機能別団員は基本団員との線引きが必要と考えるが、服装、装備、活動内容、活動期間、活動範囲に差異はあるのか。また、令和5年8月に組織された上田市消防団武石地域自治センター班には、可搬ポンプを積載した軽自動車に配備され、平日昼間の火災のみ出動するとのことだが、山火事への対応はどのようにするのか、以上お伺いいたします。

#### ◎消防部長（堀池正博君）

機能別団員と基本団員の線引きにつきましてご質問いただきました。

災害現場において、一目で見分けられるような差異を設けることが必要であると考えております。今年度組織されました武石地域自治センター班につきましては、安全に関わるヘルメットや活動服、手袋などは基本団員と同様のものを貸与し、ヘルメット後部に機能別団員と分かる表記をすることで識別することが可能となっております。

今後、機能別団員の運用は多様化していくことが予測されますことから、活動を重ねていく中で適切に対応してまいります。

次に、武石地域自治センター班への可搬ポンプの導入につきましては、今年度更新予定の消防車両を配備することを検討しております。武石地域自治センター班の機能別団員の特徴といたしまして、平日昼間、武石地域自治センターで勤務する時間に武石地域で発生した火災対応を役割とする団員でございますので、全ての火災種別に対応するものであり、林野火災、いわゆる山火事にも出動いたします。

今年度入団された武石地域自治センター班11名のうち8名が消防団経験者でございますが、未経験者の機能別団員とともに定期的な訓練を行い、安全で効果のある消防団活動を行うこととしております。

以上でございます。

◆27 番（井澤毅君）

ご答弁いただきました。山火事への対応もされるということでした。私も心配したのですけれども、11名の団員の皆さんのうち8人が消防団OB、3人の方は経験がないということをお聞きしたので、その辺りがちょっと心配していたのですけれども、訓練を重ねて対応されるということですので、けがのないように活動していただければと思います。

続いて、幾つかお伺いします。機能別団員は、基本団員とは異なる役割と活動内容を担うことになると思うが、今後機能別団員が増えていった場合、役割や活動内容をどのように明確化していくのか。

また、市内一律のルールで活動していくことになるのか。

また、機能別団員が基本団員と活動していくためには連携体制の構築が必要となると考えるが、ルールやマニュアルの整備についてどのように考えていくか、以上お伺いいたします。

◎消防部長（堀池正博君）

機能別団員の役割や活動内容、また基本団員との連携体制等についてのご質問でございます。

機能別団員は、団員個々の特技や能力を生かすことで、基本団員の活動を補助する役割を担うものでございます。その活動内容は、分団管轄内の消火活動や救護活動、避難所運営、広報活動など、様々な活動が予想されております。どのような機能別団員が必要なのか、各分団の実情を踏まえ協議し、運用していくこととなりますことから、その都度担当する役割を踏まえたルールやマニュアルについても検討し、定めていくことになるものと考えております。

以上でございます。

◆27 番（井澤毅君）

ご答弁いただきました。

各分団の実情を踏まえながら、今後多岐にわたる機能別団員というのを運用していかれるということでございます。確かに全国を見ても、本当に様々な機能別団員の導入例というものがございます。

そこで、2点提案させていただきます。

1つは、私は以前から長きにわたりご活躍いただいた消防団員の皆さんに、退団後自主防災組織に入っただき、消防団で培った知識を生かしてほしいと提案してまいりました。そうすることにより、自治会役員が主で構成されていることが多い自主防災組織において、専門知識のある消防団経験者が加入することにより組織の継続性も生まれ、若返りも図れ、組織力の向上につながると考えます。

今年度、機能別団員制度が導入されたことにより、そうしたことが一気に現実的になったと思っております。

そこで、提案させていただきます。市内各自治会にある自主防災組織に所属する地域住民が機能別団員として活動することは、地域防災の体制強化、災害対応力の向上につながると考えるが、見解はどうかお伺いします。

またもう一つ、基本団員の確保が問題となる中、団員の勧誘は、従来基本団員にとって大変大きな負担となっている現実がございます。

団員の勧誘を主な活動とする機能別団員の導入は、基本団員の確保や基本団員の負担軽減にもつながり有効と考えますが、見解はどうか。

以上2点お伺いいたします。

#### ◎消防部長（堀池正博君）

自主防災組織の方を機能別団員として活動していくことについてご質問いただきましたが、自主防災組織の役割の中でも、消火や救出、救護を担当される方につきましては、消防団活動と同等の活動でありますことから、機能別団員として活動していただくことによりまして、消防団との連携が図られるなどの効果も期待でき、議員ご提案のとおり地域防災力の向上につながるものと考えております。

次に、機能別団員による団員確保についての質問でございますが、令和4年度の上田市消防委員会での答申書の消防団員の負担軽減に関することについて、新入団員の確保は団員にとって大きな負担となっていることから、自治会等の関係団体と地域ぐるみで取り組むことと提言をいただいております。

機能別団員として任命を受けた団員が新入団員の勧誘等を担っていただくことができれば、基本団員の精神的な負担軽減になるものと考えられます。

また、消防団OBの方や自治会役員の方にもご協力いただく中でも、本制度の適用を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ◆27番（井澤毅君）

大変前向きなご答弁いただきました。ぜひ自主防災組織を機能別団員として活動していただけるような形、そこにぜひ消防団のOBを加えていただいて、地域防災力向上につながるような形でやっていただきたいと思っております。

また、基本団員の勧誘、そういったものも負担軽減につながると思っておりますので、今お話あったようなことをなるべく早く実現していただけるように、よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。今年度、機能別団員制度が導入されました。この機会に、改めてご一考いただきたく、土屋市長にお伺いしたいと思います。

機能別団員制度が導入されましたけれども、機能別団員は特定の役割や活動に限定して従事することになります。今後、機能別団員制度がさらに広がり消防団の活動がより多様化していく中で、基本団員の役割はますます重要となり、今まで以上に基本団員の確保に向けた

取組を強化していく必要があると思っております。

以前より、一般質問においても幾度となく問われておりますが、若手職員を一定期間消防団に入団させる取組を改めて求めたいと思います。職員が消防団員として活動することは、地域防災の推進に対する住民の理解を得やすくなるとともに、防災行政の知見を得る観点から、職員にとっても大変有効であると言われており、既に複数の地方自治体で実施されております。

今年度、機能別団員制度が導入されたこの機会に、改めてこの件について土屋市長にご検討いただきたく、質問させていただきます。

基本団員の確保、地域防災の体制強化などの観点から、一定期間市職員が消防団へ加入することは大変有効な取組であり、実施すべきと考えるが見解はどうか、お伺いいたします。

◎市長（土屋陽一君）

市職員の消防団の入団についてでございます。

消防団員として入団できる条件といたしましては、条例に規定されております。当該消防団の管轄区域内に居住し、勤務し、または通学する者で、年齢 18 歳以上の者、志操堅固でかつ身体強健の者であることと、上田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例で規定しております。

そのため、現在も市職員の中には団員として活躍している者もいることも承知しておりますし、議員も理解していると思います。市職員は、この規定に合致しておりますので、本人の自由意思により入団することができるものであります。

なお、入団は義務でもなく強制されるものでもございません。しかしながら、職員は公務員として、また一市民として、団員も含め積極的にまちづくり活動に参加し、活動することにより地域コミュニティの活性化に寄与すべきものと考えております。

新規採用職員に対しましては、新入職員の研修の中に消防活動も取り入れるとともに、消防団員による入団勧誘活動の場を提供し、入団を促してきた経過もあります。今後も地域防災の要である消防団の入団については理解を深め、自ら入団を希望してくれるよう働きかけてまいりたいと思っております。

また、井澤議員からもご提案がありました様々な件につきましては、これから検討させていただき大きな一つの材料となりますので、今後の検討材料といたしまして、庁内でまた検討してまいりますので、よろしくお願いたします。

以上です。